

地域と学校の連携・協働体制推進事業実施要領

1 事業の目的

地域と学校が連携・協働し、社会総掛かりで教育を行う体制を推進するため、「地域学校協働本部」の組織的で安定的な継続を図り、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動（以下「地域学校協働活動」という。）の総合化、ネットワーク化を推進する。

また、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育むための仕組みである「学校運営協議会制度（以下CSという）」等の導入を進め、学校運営協議会における協議と、地域学校協働活動を一体的に推進する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町（市町の組合を含む。以下、同じ。）とする。ただし、市町は、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができる。

3 事業の内容

（1） 運営委員会の設置及び研修の実施

市町は、域内の地域学校協働活動やCS等の運営方法等を検討する運営委員会の設置や、事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修を行い、地域学校協働活動やCS等の推進を図る。なお、実施に当たっては、首長部局と教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）が連携して実施するよう努めることとする。

ア 運営委員会の設置

（ア） 市町は、域内の地域学校協働活動やCS等の運営方法等を検討する運営委員会を設置する。なお、運営委員会は、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

（イ） 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、域内の学校へのCS等の導入・充実に向けた検討、事業の検証・評価等を行う。

（ウ） 運営委員の選定に当たっては、地域学校協働活動とCS等を一体的に推進する趣旨に鑑み、市町の実情に応じて行政関係者、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

イ 研修の実施

（ア） 市町は、域内に配置する統括地域コーディネーター等に対して、地域学校協働活動とCS等の現状や推進方策、地域の協力者や企業との連携や人材確保方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するよう努めることとする。

（イ） 市町は、地域学校協働活動のために3-（2）-イ～オにより配置する協働活動支援員や協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター、学習支援員等に対して、子どもとの接し方、学習・体験活動等の企画・実施方策、多様な

経済団体・商工会議所との連携、子どもを取り巻く現代的課題への対応や安全管理方策等の資質向上を図るための講義、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を行うよう努めることとする。

(2) 統括地域コーディネーター等必要な人員の配置

市町は、3-(3)に示す地域学校協働活動及び3-(4)に示すCS等の導入・充実に向けた活動を実施するため、取組の内容に応じて以下から必要な人員を配置する。

ア 社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員または地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う地域コーディネーターなど域内の地域学校協働活動及びCS等の総合的な調整を担う者（以下、「地域コーディネーター等」という。）

なお、地域コーディネーター等を統括する立場として、地域コーディネーター間の連絡・調整や、指導・助言、人材発掘・確保等を図る者と、「地域コーディネーター等」をあわせて、「統括地域コーディネーター等」という。

イ 地域学校協働活動の支援を実施する者（以下、「協働活動支援員」という。）

ウ プログラムの実施のサポートや子どもたちの安全を管理する者（以下、「協働活動サポーター」という。）

エ 特別な配慮を必要とする子どもたちの活動をサポートする者（以下、「特別支援・共生社会サポーター」という。）

オ 特別な知識や経験などを活用し、協働活動支援員では行うことのできない学習支援を実施できる者（以下、「学習支援員」という。）

(3) 地域学校協働活動の実施

ア 「地域学校協働本部」の整備・充実等

(ア) 市町は、事業の実施に当たり、地域学校協働活動が、地域住民等の積極的な参画を得て、学校との連携・協働の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制として、「地域学校協働本部」の整備・充実に努めることとする。

なお、これまでの経緯や、地域の特色を踏まえ、独自の名称も使用することを可能とする。

(イ) 市町は、統括地域コーディネーター等を配置し、学校運営協議会や学校関係者、地域の団体、地域住民等のボランティア、放課後児童クラブ関係者、保護者等と連携・協働しながら、地域学校協働活動を行うものとする。なお、統括地域コーディネーター等の選任に当たっては、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど、社会的信望があり、かつ地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者の委嘱に努めることとする。

(ウ) 統括地域コーディネーター等は、地域と学校をつなぐ総合的な企画調整のほか、学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた助言・指導、定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行う。

イ 地域学校協働活動の実施・運営

市町は、地域学校協働本部及び地域の実情に応じた仕組みの下で、無償ボランティアを含む地域の多様な方々の参画を得て、多様な地域学校協働活動を総合化・ネットワーク化を進めつつ実施するよう努めるとともに、活動の充実を図ることとする。

なお、本事業において補助の対象とする地域学校協働活動に含まれる取組は、以下の内容を有するものとする。

(ア) 地域による学校を支援する活動

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、子どもたちの育成を学校のみ委ねることは不可能であり、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、社会総がかりで教育活動を行うことが求められる。このことを踏まえ、地域と学校の連携・協働のもと「学校における働き方改革」に取り組むことにより、子どもたちが地域全体に見守られ、安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために、地域人材等が学校を支援する活動を行う。

なお、活動の実施に当たっては、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成 31 年 1 月 25 日中央教育審議会）なども参考とすることとする。

(イ) 地域における学習支援・体験活動

全ての児童生徒を対象として、主に以下の取組により地域と学校の連携・協働による学習支援及び体験活動を行う。

a 放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して、全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動（放課後子ども教室）。

なお、放課後子ども教室を実施する場合においては、放課後児童クラブが存在していない地域などを除き、放課後児童クラブと連携して実施すること。

b 小・中・高校生等に対して地域の人材や ICT の活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組（「地域未来塾」をはじめとした学習支援）。

(4) CS 等の導入・充実に向けた活動等

市町がその所管する公立学校に学校運営協議会を設置して、地域とともにある学校づくりを推進するため、CS の効果的な導入・運営方法等について、地域コーディネーター等の連絡・調整のもと学校・地域間で情報交換・情報共有を行い、総合的な推進方策について検討する。また、先進校視察や研修会等の実施による学校運営協議会関係者の資質向上を図る。

4 経費の補助

活動に係る経費について、兵庫県教育委員会補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けることができる。補助金の交付を受けようとする市町は、兵庫県教育委員会補助金交付要綱に従い手続きを進めるものとする。

5 その他

(1) 本事業の実施に当たっては、その趣旨を踏まえ、多くの地域の方々の参画を得て実施することにより、地域社会全体の教育力の向上を図るとともに、学校関係者や保護者、地域住民等、実際の活動に取り組む関係者間で目的を共有し、コミュニケーションの充実を図るなど、学校・家庭・地域が連携・協働して、子どもの教育活動を支援する仕組みづくりの推進に努めることとする。

(2) 地域による放課後等の学習支援・体験活動の実施に当たっては、以下の点に特に留意することとする。

ア 地域による放課後等の学習支援・体験活動は、子どもたちが学校の教育活動外の時間帯に多くの大人と接することにより、子どもの多様な側面を把握することができ、これらを学校の教職員等と共有することなどを通じて学校運営の円滑化にも資するものであることから、学校の教育活動と連携・協働した仕組みづくりに努めること。

イ 地域による放課後等の学習支援・体験活動の計画・実施に当たっては、放課後子ども総合プランを推進する観点から放課後児童クラブと一体的に実施することにより、放課後児童クラブの児童も含めた全ての子どもたちの参加促進が図られるよう努めること。

ウ 放課後児童クラブとの一体型の放課後子ども教室を実施する場合には、活動プログラムの充実や学校施設等の活用を具体的に検討する必要があることから、学校区ごとの協議会の設置を補助要件とすること。協議会の参加者は、学校関係者、学校運営協議会委員、放課後児童クラブの従事者、地域コーディネーター等、協働活動支援員等が想定される。なお、協議会については、地域の実情に応じて、既存の組織等をもって代替することができる。

エ 対象となる子どもの範囲は、地域の子ども全般であり、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもに限定したり、国公立の設置者別に制限を設けたりすることなく、できる限り多くの子どもたちが参加できるよう配慮すること。また、小学生に限らず、中学生を対象とする取組等も実施できるものであること。

オ 本取組を実施する場合には、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月1日30文科生第396号子発第0914第1号)に基づき、事業を実施するよう努めること。

カ 地域による放課後等の学習支援・体験活動を行う場合には、「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」に基づき、行動計画等を策定すること。

(3) 事業の一部を社会教育団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、指導を徹底することとする。

(4) 県において本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、市町においては、事業実施前に地域学校協働活動に参画した地域住民等の数や、CSの導入割合等、地域の実情に応じた目標を設定し、その目標及び目標達成のための具体的な計画について県へ報告することとする。

また、事業実施後に設定した目標の達成度合いについて検証・評価等を行うとともにその成果・課題等について県に報告することとする。

- (5) 教職員のための社会教育主事講習派遣事業については、必要なことを別に定める。
- (6) その他、県においてその他に必要な事項を別に定めることができるものとする。

6 施行日

この要項は、令和4年4月1日から施行する。